

# 果樹農業者の皆様へ

近年、台風や大雪などの自然災害が多発しています。また、果樹は、豊凶による価格変動が起きやすい品目です。

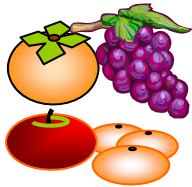
今後も起こり得る自然災害、価格低下等に備えて、公的な保険制度である**農業保険（収入保険、果樹共済）**に加入しましょう！

農業保険では、掛金の50%を国が負担（収入保険の積立方式の積立金は75%を国が負担）します。

H30年は

まずは  
**果樹共済（収穫）**  
に加入しましょう！

- ①自然災害等で収穫量が減少した場合に補償します。
- ②対象果樹  
うんしゅうみかん  
りんご  
ぶどう  
なし  
もも  
かき  
うめ  
キウイフルーツ など  
※対象果樹ごとに加入できます。



H31年1月から

青色申告を行っている方は、  
**収入保険**がお勧めです。



- ①自然災害はもちろん、価格の低下も含め、果実等の販売収入の減少を広く補償します。
- ②果実に加え、全ての農産物が対象になります。
- ③保険料率は、果樹共済よりも安く**1%程度**（現時点の試算）です。
- ④保険期間の収入が基準収入の**9割**を下回った場合に補てんします。

※収入保険に切り替える際は、果樹共済の掛金が全額返還されます。

青色申告を行っていない方は、  
従来どおり **果樹共済（収穫）** に加入できます。



**果樹共済（樹体共済）との  
セット加入をお勧めします！**

- 自然災害等で樹体が枯死や流失・損傷した場合に樹体の資産価値を補償します。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

# 収入保険制度の導入について（概要）

・収入保険制度は、平成31年1月からスタートします。

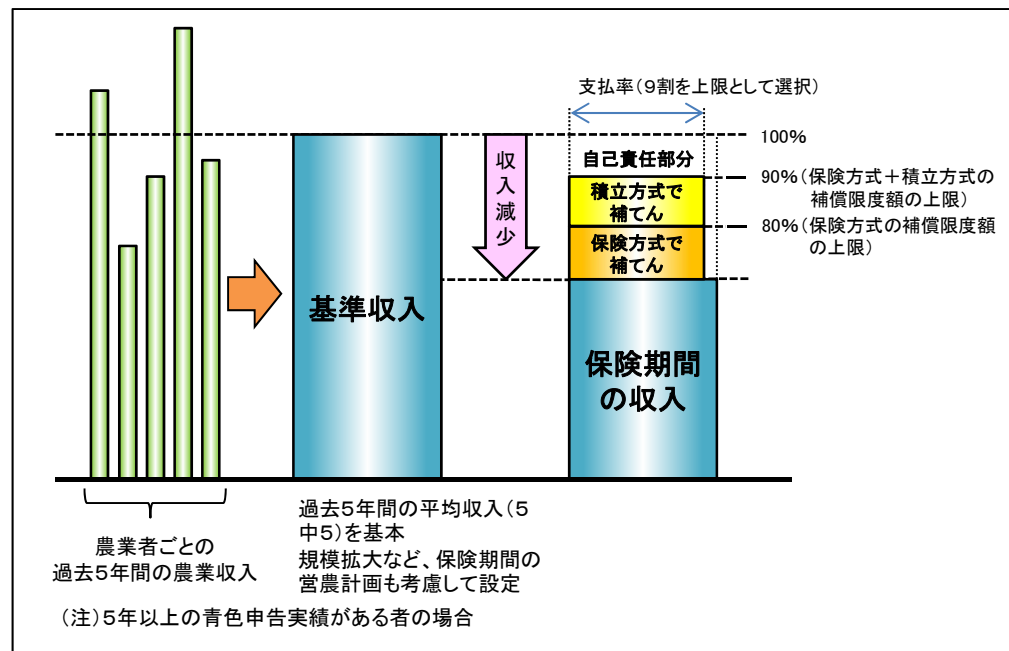
## <収入保険制度の具体的な仕組み>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
  - ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
  - ※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。
  - ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
  - ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。
  - ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
  - ※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
  - ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
  - ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
  - ※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険制度と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

## <収入保険制度の補てん方式>



## 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)、支払率9割を選択した場合の試算

### 農業者が用意すべきお金

保険料は、7.2万円 (掛捨て) 積立金は、22.5万円 (掛捨てではない)
合計 29.7万円

### 補てん金額

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金 の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

※ 農業者は、保険料、積立金とは別に事務費を支払います。